

ジョーンズ・デイ日本税務プラクティスのご案内

ジョーンズ・デイは世界の主要拠点に約2,500名の弁護士を擁するグローバル・ローファームです。うち税務プラクティスについては、北米、オーストラリア、ヨーロッパ、ラテンアメリカ及びアジアの22拠点に80名以上のタックスローヤー（税務弁護士）が在籍しています。日本の税務プラクティスは、このようなグローバルネットワークの中に位置づけられており、多様な種類のクロスボーダー取引・組織再編等について、日本の税務はもちろん、それ以外の国・地域の税務と法務を包括したワンストップ・リーガルサービスを提供しています。

また、日本の税務プラクティスの特徴は、上記のような広範なネットワークを活かした取引アドバイスにとどまりません。日本の税務チームに所属するメンバーは、いずれも日本の弁護士資格を有するプロフェッショナルであり、弁護士としての紛争解決スキルを活かし、日本の税務当局との係争案件の全段階（税務調査対応、不服申立手続、税務訴訟）に効果的に対応することができます。とりわけ税務調査対応には豊富な経験を有しており、税務当局との交渉及び主張書面の提出等を通じて、クライアントに有利な結果を数多く勝ち取ってきました。

このように、日本の税務チームは、プラクティスの広さと深さ双方において定評があり、Chambers AsiaやLegal 500などの著名なランキングにおいて、組織及び個人双方において高い評価を得ています。

取引アドバイス

- 国境を越えた取引や組織再編成、CFC税制や移転価格などの国際税務に関するアドバイス、事前照会にも対応
- 移転価格税制を専門とする弁護士によるアドバイス
- ジョーンズ・デイのグローバルネットワークを活かしたワンストップサービス、とりわけ北米投資案件に強み
- 弁護士としてのスキルを活かした法律分析及び書面作成

日本の税務プラクティスは、国境をまたぐ取引についての税務アドバイスを強みとしています。具体的な業務には、クロスボーダーM&A契約の税務レビュー、国際的ライセンス契約や資産譲渡契約等における源泉徴収問題への対応、複数の国・地域の会社によるジョイントベンチャー組成に関する税務アドバイス、海外子会社のリストラクチャリングに関する税務アドバイス、CFC税制やグローバル・ミニマム課税、及び移転価格に関するアドバイスが含まれます。また、状況によっては税務当局に対する事前照会が有効なことがあり、弊所の税務チームはそのような事前照会についても豊富な経験を有しています。



移転価格に関しては、弊所日本の税務チームには移転価格税制を専門とする弁護士が関与しており、グループ間取引の対価設定のみならず、移転価格文書の作成及び更新業務についても知見と経験を有しております。

日本の税務チームは、これらの業務を、ジョーンズ・デイのグローバルネットワークに所属する海外弁護士と協働して行います。弊所の最大の特徴は“*One Firm Worldwide*”、すなわち国境を越えたネットワークの緊密さにあり、取引に係る国・地域の税務及び法務をもれなくカバーしたリーガルサービスを、迅速に提供することができます。とりわけ弊所は北米に多くの拠点と弁護士を抱えており、北米における投資を検討している日本企業に対しては、日米双方の税務、関税及び移転価格の観点から、シームレスなアドバイスを行うことが可能です。



日本には、国際税務を担うプロフェッショナルとして税理士が存在しますが、弊所の日本税務チームに所属するメンバーは、いずれも日本の弁護士資格を有する弁護士です。我々は、弁護士としてのスキルを活かし、日本国内外の法律・契約の分析、及び契約書等の書面作成において、税理士にはない強みを有しています。例えば、取引に関する税務上の検討に当たっては、取引条件の設定や見直し等の対応が生ずることから、契約書や稟議書等の社内文書を作成して取引条件を明確にし、また取引の見直しの根拠等を明らかにする必要がありますが、日本税務チームメンバーは、弁護士としてこれらの文書作成業務を効果的に行うことが可能です。

実際の案件においては、我々が税理士と協働することも多く、税理士の意見に関するセカンドオピニオンの提供なども行っております。

日本の税務プラクティスの取引アドバイスに関する案件例は添付の通りです。

税務紛争

- 税務調査、不服申立手続、及び税務訴訟のすべてに対応、とりわけ税務調査に強み
- 国際税務から国内税務まで幅広い争点をカバー
- 課税庁での勤務経験のある弁護士による税務調査アドバイス
- 後の訴訟も見据えた、弁護士による法的アプローチ
- 裁判経験豊富な弁護士による審査請求及び税務訴訟対応

税務紛争は、税務調査に始まり、当局の処分に対する不服申立手続、そして税務訴訟に至る一連のプロセスです。弊所の日本税務チームのメンバーは、日本の税務当局との紛争に関して幅広い知見と深い経験を蓄積しており、税務紛争の全過程において、納税者を代理した業務を積極的に行っています。税務紛争における争点としては、国際税務に関するものに限られず、法人税や消費税などに関する幅広い問題点について対応可能です。

とりわけ弊所の日本税務チームは、税務調査に関して卓越したスキルと経験を有しています。近年国際取引に係る税務調査の重要性が増していることから、課税庁では、国際調査部門の人員を増加し、諸外国の課税庁と連携して証拠資料を入手する等の諸々の施策を行っておりますが、弊所では、課税庁での勤務経験のある弁護士が案件に関与しており、最新の課税庁の動向を踏まえた税務調査対応サービスを提供しております。

弊所の税務調査サポートには、税務当局からの質問等に対する対応のアドバイス、指摘された問題点に関する法律・判例調査、税務当局に対して納税者の立場を擁護する書面（いわゆるポジションペーパー）の作成・提出、税務当局が調査に必要な手続を履践しているか否かの法的チェック、納税者を代理しての税務当局との交渉などが含まれます。

昨今では、税務当局側が税務訴訟に至る場合を想定して事前に法的問題点の検討を慎重に行う方針を取っていることから、調査において法的なアプローチが採られる傾向にあります。納税者の側においても、税務調査の早い段階から弁護士が関与して対応に当たることが有用であり、弊所の日本税務チームは、それに応えるだけの実績を有しています。

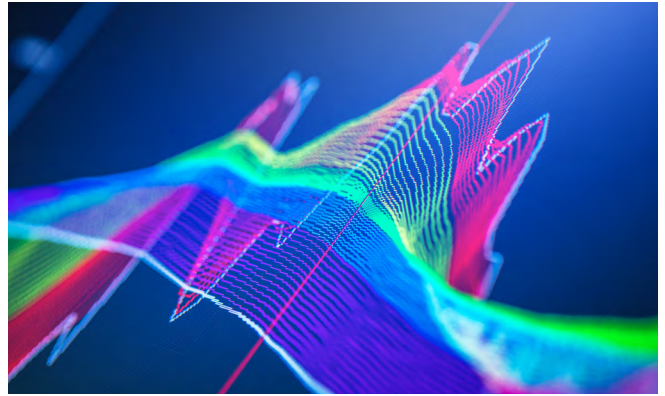
また、弊所の日本税務チームは、審査請求及び税務訴訟においても深い経験を有しています。弊所が担当した案件で納税者の請求が認められたケースとしては、香港子会社に関するCFC税制上の適用除外基準の充足性が争われた審査請求、シンガポール法人に関するCFC税制上の実体基準・管理支配基準の充足性が争われた裁判（いわゆるレンタルオフィス事件）、分割支給された役員退職金の損金算入の可否に関する裁判があります。

日本の税務プラクティスの税務紛争に関する案件例は添付の通りです。

ジョーンズデイ東京 代表的な税務案件

取引・組織再編に関する税務アドバイス

- 豪州の石油・ガスプロジェクトからの撤退に伴う税務問題について、**日本の商社**にアドバイスを提供。本件は日本とオーストラリア双方の税法に関連する複雑な問題に関するものであり、両法制の観点から様々な選択肢を分析した。また、日本のCFC税制における新規の税務問題に関して、税務当局に対する事前照会(J-CAP)を行った。
- 欧州企業からの抗体関連資産の取得において、**日本の製薬会社**を代理。我々の任務は、主として資産買収から生じる日本の源泉税問題に関する相手方当事者との交渉であった。争点は議論の分かれる性質のものであったが、我々のサポートにより、クライアントにとって満足のいく条件で相手方当事者との合意に達することができた。
- 日本の不動産会社**が東南アジアにおける分譲マンション開発プロジェクトに参画するに伴って直面した、CFC問題への対応を支援。プロジェクトは現地デベロッパーとの事業提携契約を通じて行われた。我々は、現地弁護士を雇い、現地法制における当該契約の法的・税務上の取扱いを分析したうえ、現地弁護士からの意見を基に、当該契約がもたらす日本の税務上の帰結を分析するメモランダムを作成した。
- 日本子会社を有する外国企業**のために、簡易な移転価格スタディを実施し、検討結果を効果的かつ実行可能な方法で実施するための取引スキームを提案した。この案件は、日本の法人税の分析だけでなく、関税や消費税の問題も含んでいた。また、取引スキームの税務上の帰結を考慮した関係会社間契約の作成も行った。
- クライアントが買収したデンマーク企業の日本子会社に関し、買収後の統合作業(PMI)に関する日本の税務問題について、**外国のIT企業**にアドバイスを提供。日本・デンマーク租税条約に基づき、キャピタルゲインが日本の法人税からどのように免除されるかについて助言し、デンマーク親会社による届出要件の充足をサポートした。
- 日本の大手インターネット企業の金融中間持株会社**に対し、韓国のソフトウェアベンダーとのソフトウェア開発契約に関する、法的・税務コンサルティングを提供。我々の業務は、著作権法と日本の税法の双方の影響を考慮した既存のストラクチャーの分析、並びにストラクチャー変更の提案及び実施であった。
- 日本の自動車部品メーカー**に対し、世界各地の子会社に係る知的財産の新規管理の実施を支援。クライアントは、親会社にこれら知的財産の権利を移転することにより、当該知的財産の管理を集中的に行おうとしていた。親会社は、独立企業原則に従ったサービスフィーを受領し、子会社がこれら知的財産を引き続き使用し、それによって生じる他の経済的利益を享受するためのカストディとして機能した。このスキームの実施に当たっては、移転価格の問題を十分に考慮する必要があった。
- 日本の銀行のNY支店**が、他のレンダー(中国銀行を含む)とともに、ブラジルの銀行に対して融資を行うための与信契約書の作成と締結について、当該銀行にアドバイスを提供。我々は、ブラジルや中国との租税条約に関する調査を行った後、日本の源泉税と印紙税に関する意見書を作成した。
- 日本の化学メーカー**とそのシンガポール子会社との間の関係会社間ライセンス契約の変更を支援。当該変更契約では、移転価格規制に準拠した新たなロイヤリティ算定方法を導入した。クライアントは、子会社の少数株主から同意を得る必要があるため、当該少数株主との交渉中に適用される、ロイヤリティ算定の暫定的な取扱いについて合意する必要があった。我々は、将来の税務調査に備え、変更契約書及び移転価格の観点からの暫定的取扱いを正当化するためのメモを作成した。



- 合併後の統合(PMI)の一環としてのグローバルな組織再編において、複雑な税務問題について**日本のコングロマリット**にアドバイスを提供。税務上の問題は、適格組織再編成の該当性、日本のCFC税制上の問題、行為計算否認規定の適用可能性、外国税額控除問題など多岐にわたっていた。提案された組織再編は複数の国・地域にまたがっていたため、問題はより複雑であった。全ての関連事実及び状況を考慮して、将来の税務調査に備え、これらの税務上の問題をすべて網羅した包括的な税務メモランダムを作成した。
- 日本の化粧品会社**に対し、シンガポールの親会社と関与する資本再編について、法律および税務上のアドバイスを提供。日本とシンガポールの税務上の影響を慎重に分析した上で、クライアントが望む資本再編を達成するための適切かつ効率的な計画を策定した。我々は、シンガポール弁護士と協力して、計画を実施するために必要な契約書を作成した。また、クライアントの要請に応じて、関連裁判例の詳細な分析に基づき、当該計画が日本の税務上もたらす帰結を説明し、かつ日本の税務当局による処分リスクを分析するメモランダムを作成した。
- 日本の製薬会社**が、バミューダにある対象会社の全発行済株式を取得するに際してのアドバイスを提供。少なくとも2億米ドル規模の取引であり、我々の税務チームは、すべての関連する国・地域(日本、米国及び英国)で資格を有する税務弁護士で構成され、関連するすべての税務問題にグローバルに対応するための税務アドバイスを提供した。
- 日本のゲーム、グッズ、アニメーション制作会社**のために、米国子会社とのグループ間契約を作成し、日本の親会社と米国子会社との間の取引を対象とした係属中の事前確認(APA)における重要な移転価格問題を分析した。
- 日本の製造業者**に対し、海外子会社との取引及び一部の海外子会社が採用する第三者サービスプロバイダーの販売促進活動に関する総合的なリーガルサービスを提供。これらの問題は、日本の移転価格税制並びに関連する租税条約及び日本の国内税法上の代理人PE関連規定の観点から、詳細な分析が必要であった。
- ドイツのメーカーとの研究開発プロジェクトに関連する知的財産および税務問題について、**日本のメーカー**にガイダンスを提供。考えられる様々なストラクチャーがもたらす知的財産及び税務上の帰結に関する、日本法とドイツ法の双方の観点からの複雑な分析が必要であった。
- 日本の製造業者**に対し、日本子会社及び米国子会社とのIP関連取引に起因する税務問題についてアドバイスを提供。日本の移転価格税制及び米国の減税・雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)の観点から、詳細な分析が必要であった。
- 日系メーカー**に対し、当該メーカーが保有する東南アジアなどで事業を展開するテクノロジー企業の株式に関するDE-SPAC取引について、法律・税務コンサルティングを提供。日本の税務の観点からは、DE-SPAC取引により、クライアントが保有する当該テクノロジー企業の株式からの所得が実現したのか否かという点が問題であった。

- **日本の不動産会社**に対し、タイの子会社に関連した資本再編に関する税務アドバイスを提供。タイにおける資本再編には日本の会社法とは異なる特徴があるため、タイの現地弁護士を雇い、当該現地弁護士からの意見を踏まえて、資本再編の日本の税務上の帰結を分析するメモランダムを作成した。
- **欧州の調理器具メーカーの日本法人**向けに、グループ内の各種取引の法的・税務分析を提供。そのために、我々は関連するグループ間契約を集中的にレビューし、クライアントから必要なデータと情報を収集した。我々のサービスには、潜在的な法的および税務上の問題を分析するメモランダムの作成、既存の契約の適切な変更、コンパラブルの簡易なデータベース分析に基づく移転価格文書の作成が含まれていた。
- **日本の商社**に対し、日本のCFCルールと包括的否認ルールの観点から、米国子会社のリストラクチャリングのための税務アドバイスを提供。我々の法的サービスには、当該問題に関する詳細な事実・法的分析に基づくメモランダムの作成、関連するグループ会社の決議書その他の社内文書のレビューが含まれている。
- **日本の大手メーカー**に対し、米国のハイテク企業買収に伴う合併後の統合(PMI)について、日本の法律および税務に関するコンサルティングサービスを提供。我々は、日米双方の税務上の影響を考慮し、米国ハイテク企業から日本の親会社への知的財産の効果的な移転に関する日本の税法及び法的アドバイスをクライアントに提供した。我々のサービスには、関連する契約書の詳細な分析、我々の税務上の見解に整合的なグループ間契約の作成、及び当該取引の独立当事者間取引としての性質を裏付ける法的メモランダムの作成も含まれていた。
- **日本の大手メーカー**に対し、米国、ドイツ、及び中国の海外子会社が保有する知的財産の管理に関して税務アドバイスを提供。具体的には、現在及び将来の知的財産を独占的に所有することにより管理を合理化・簡易化するために、米国、ドイツ及び中国の知的財産を日本の親会社に包括的に移転するための文書化を提案し、実際にかかる文書を作成した。
- **世界でも名高い海外の総合エネルギー企業**に対し、先進技術を使用した日本における地熱発電事業の実現可能性を検証するための日本のパートナーとの合併事業に関して、総合的なリーガルサービスを提供。税務面では、日本と米国双方の税法の観点から、投資ストラクチャー及びその後の運営の最適化をサポートした。
- **海外の不動産ファンド**に対し、世界的に有名なテーマパークの所有者と運営者への同テーマパークの20億ドル以上の売却プロジェクトの一環として、日本のテーマパーク会社の株式売却について税務カウンセリングを提供。

- **日本のメーカー**による米国子会社の再編を支援。日米両国にまたがる案件であったため、ジョーンズ・デイの東京及びワシントンD.C.の弁護士が連携し、シームレスかつ効果的な法的・税務上のアドバイスをクライアントに提供した。

税務紛争、税務調査、税務当局との交渉

- 極めて高額な税額が争点となった税務当局との紛争において、**日本のメーカー**を代理。主な争点は、日本の税法上の繰越欠損金の利用可能性であった。我々は、税務当局の調査に直面しているクライアントを精力的に弁護し、クライアントにとって有利な条件で紛争を終結させた。
- **日本支店を有する外国企業**に対し、本支店間の内部取引に関する租税条約および日本の国内税法の解釈に関する複雑かつ新規の問題についてアドバイスを提供。我々のサポートには、恒久的施設への利益の帰属に関するOECDの報告書の集中的なレビュー、東京国税局との非公式協議、バイラテラル事前確認(APA)申請の処理が含まれていた。とりわけ東京国税局と非公式の協議とAPA申請の双方が、クライアントに非常に好ましい結果をもたらした。
- 東京地方裁判所において**日本企業**の訴訟代理を務めた。主な争点は、非常勤となった元社長への退職金の分割支給が法人税法上許容され損金算入できるか否かであった。東京地裁は納税者の請求をすべて認める判決を下し、税務当局が控訴を断念したため確定となった。
- **日本企業**が元税理士に対する損害賠償請求訴訟を起こした際に、裁判所に提出するための意見書を作成し、かつ当該訴訟を継続的に支援した。意見書の対象となった争点は、関連する租税条約における外国税額控除制度の控除限度額をどのように計算するかについての、国内法及び租税条約の解釈に関するものであった。意見書は、当該事件の和解解決に寄与した。
- **日本のIT企業**が源泉徴収した所得税・地方税の還付請求を処理。争点となったのは、対象従業員が日本に居住しているかどうかという点であった。我々は、当該従業員が非居住者であることを示す証拠書類を大量に収集し、説得力のある理由で還付請求書を作成し、さらにクライアントに代わって税務当局との困難な交渉を行うことで、全額還付を得ることができた。
- 東京国税局が移転価格調査において不適切な移転価格を原因とする約1,900万ドルの申告漏れを指摘したという案件で、**日本の製造業者**を代理した。1年間の税務調査を経たのち、東京国税局は指摘を取り下げ、クライアントが申告した所得を是認した。その後、我々は、移転価格文書の更新業務に関して当該クライアントを継続的にサポートしている。



- **日本の製造業者**のために、日米租税条約に基づくロイヤリティに対する日本の源泉税の還付請求を支援。取引には矛盾した文書が含まれていたため、我々は関連するすべての事実を注意深く分析し、それらをどのように性質決定すべきかを検討する必要があった。我々は、具体的な解決策を提案し、適切なサポート資料を作成した。その結果、還付請求は無事に受け入れられた。
- シンガポール在親会社との間の関係会社間取引に関する対価の妥当性について国税局から指摘を受けたことから、移転価格調査案件において**日本のマルチレベル・マーケティング事業者**を代理した。我々は、調査官との効果的かつ広範な交渉の結果、クライアントに有利な結論に導くことができた。
- 日本の税務調査において、**日本の商社**を代理。主要な争点は、海外子会社が支払った外国税に関する外国税額控除の利用可能性であった。我々は、調査の全過程を通じてクライアントに助言を行い、クライアントの税務上の立場を説得力のある形で擁護するポジションペーパーを作成した。その結果、クライアントに有利な形で紛争を終結させることができた。
- 税務調査において、**日本の商社**を代理。日本の税務当局から、物品の輸出を対象とした賠償責任保険から生じる所得の実現時期に関する指摘があった。我々は、クライアントに代わって税務当局に対して複数のポジションペーパーを提出した結果、クライアントが許容できる範囲で紛争を終結させることができた。
- 税務調査において、**日本の商社**を代理。主要な争点は、特定の資産の購入時に消費税の仕入税額控除が可能か否かという点であった。我々は、当該仕入税額控除が正当かつ許容可能であると主張するポジションペーパーを作成し、税務当局に提出した。
- 株式譲渡に関するいわゆる「アーンアウト」の取り決めにおける所得の実現時期が争われた税務調査において、**日本の商社**を代理。我々は、ポジションペーパーを作成し、上記取り決めに関する税務上の取扱いが正当かつ許容可能であると主張した。その結果、クライアントは税務当局からの処分を免れることができた。
- 国税不服審判所において**日本の製造業者**を代理。本件は、香港に子会社及び中華人民共和国に製造拠点を有する日本企業に対する日本のCFC税制の適用除外基準がどのような条件で適用されるかという問題に関する問題であった。我々は、国税不服審判所の手続において、精力的かつ効果的に反論・証拠提示を行った。その結果、国税不服審判所は、クライアントに対する処分の取消しを認めた。これは、納税者が同様の事実パターンで処分取り消しを勝ち取った非常にレアなケースの1つである。
- 所得税の申告に係る税務調査に関連して、**日本居住者**を代理した。本件は、関連するすべての事実及び過去の会社書類・財務記録の入念な見直し、適切な証拠書類の収集、日本のCFCルールの徹底的な分析を必要とするものであった。我々は、準備作業に基づいて税務当局と交渉し、円満な解決に至った。税務調査の後、我々はフォローアップ・リサーチを継続し、現在の投資スキームをより税務的に効率の良い方法に変更するために利用可能なオプションについて、クライアントに対して税務および法的アドバイスを提供した。
- 税務調査の案件で**香港の居住者**を弁護した。主要な争点は、当該者が日本の税務上の非居住者に該当するか否かであった。我々は、関連する事実及び証拠書類を効果的かつ効率的に収集し、最も関連性の高い裁判例に基づいて税務当局の指摘に反論するポジションペーパーを作成した。その後の口頭及び書面による交渉を経て、日本の税務当局は最終的に我々の立場を受け入れ、処分なしで税務調査を終結した。
- 日本のCFC税制上の適用除外基準の問題を扱った税務紛争案件において、**日本の個人**を代理した。平成24年10月11日、東京地方裁判所は納税者の請求を認める判決を下した。平成25年5月29日、東京高等裁判所は原判決を支持し、国は上告を見送ったため、判決は確定した。我々は、クライアントにとって有利な最終結果を実現するために、クライアントを効果的に防御するための戦略計画を設定し、実行した。これは日本のCFC税制に関連して納税者が勝訴した数少ない裁判例の一つである。

連絡先



井上 康一 Inoue, Koichi
オブカウンセル
税務
東京
81.3.6800.1816
kinoue@jonesday.com



片平 享介 Katahira, Kyosuke
オブカウンセル
税務
東京
81.3.6800.1838
kkatahira@jonesday.com



大沢 拓 Osawa, Taku
カウンセル
税務 | 訴訟・紛争解決
東京
81.3.6744.1640
tosawa@jonesday.com

ONE FIRM WORLDWIDE®

AMSTERDAM	CLEVELAND	HONG KONG	MEXICO CITY	PERTH	SINGAPORE
ATLANTA	COLUMBUS	HOUSTON	MIAMI	PITTSBURGH	SYDNEY
BEIJING	DALLAS	IRVINE	MILAN	SAN DIEGO	TAIPEI
BOSTON	DETROIT	LONDON	MINNEAPOLIS	SAN FRANCISCO	TOKYO
BRISBANE	DUBAI	LOS ANGELES	MUNICH	SÃO PAULO	WASHINGTON
BRUSSELS	DÜSSELDORF	MADRID	NEW YORK	SHANGHAI	
CHICAGO	FRANKFURT	MELBOURNE	PARIS	SILICON VALLEY	



井上 康一
INOUE, KOICHI

オブカウンスル

税務

kinoue@jonesday.com

東京
81.3.6800.1816

井上康一は、30年以上にわたり、主として国際企業法務及び国際的紛争案件に携わってきました。特に日本の国際税務の分野を中心に、幅広いクライアントに対し、商取引及び組織再編に関する各種アドバイスをするとともに、複雑な税務争訟及び税務調査にかかわる法律業務を行っています。

井上康一は、複数の法域にかかわる取引に関し生ずる複雑な税務問題につき多国籍企業に対しアドバイスをするとともに、税務上の観点も考慮した上で、世界的な事業再編の計画と実行に携わってきました。その経験は、製菓業、通信業、各種製造業、不動産開発、ソフトウェア産業、プライベート・エクイティ、再保険業を含め多岐にわたっています。最近取扱った事案としては、230億ドルでユニバーサル・スタジオ・ジャパンの25%の持分をコムキャストに売却したことに関連し、PAG Asia I LP に対して税務上のアドバイスをした案件があります。

井上康一は、Chambers Asia Pacific の日本税務分野で Band 1、Legal 500 Asia Pacific の日本税務部門においても Tier 1 の弁護士として選出されています。税務関連の問題についての定期的な講演や執筆活動も多岐にわたっており、代表的な共著書として『国際取引と海外進出の税務』（税務研究会・2019年）及び『租税条約と国内税法の交錯（第2版）』（商事法務・2011年）があります。さらに、青山学院大学専門職大学院法務研究課の非常勤講師も務めています。

受賞歴

日本税務分野の *Chambers Asia Pacific*（2011～2025年）、*The Legal 500 Asia Pacific*（2015-2025年）、*The Best Lawyers in Japan*（2009～2026年）

Who's Who Legal において、日本税務分野のトップティア 10 に選出（2022年）

Best Lawyers in Japan において、"Lawyer of the Year 2020" を受賞

第36回日本公認会計士協会学術賞（共同受賞）（2008年）

第30回日税研究賞（共同受賞）（2007年）

使用言語

日本語、英語

学歴

Cornell University Law School（1988年 LL.M.）、司法研修所（1984年）、東京大学（1982年法学士）

弁護士登録

日本（第二東京弁護士会）、ニューヨーク州



片平 享介
KATAHIRA, KYOSUKE

オブカウンセル

税務

kkatahira@jonesday.com

東京
81.3.6800.1838

片平享介は、主に日本や米国の多国籍企業に対して国際税務に関するアドバイスを提供しています。15年以上にわたり、M&A、ジョイント・ベンチャー、販売代理店及びライセンス契約等、多岐にわたるクロスボーダー取引に関与しており、豊富な実務経験を有しています。

片平享介は税務プラクティス・グループに属しており、アウトバウンド取引及びインバウンド取引の双方から生じる様々な税務問題について助言を行っています。インバウンド取引においては、米国をはじめとする外国のクライアントに対し、日本における事業開始やリストラクチャリングにかかる国内税法上の問題や、渉外取引について生じる租税条約上の問題等についてアドバイスを提供しています。また、アウトバウンド取引に従事する日本企業に対し、日本のタックスヘイブン対策税制上の問題や、国外での組織再編から生じる日本の税務問題等についてアドバイスを提供しています。さらに、税務調査においてクライアントを代理し、複雑な税務問題に関してポジション・ペーパーを作成するなどの業務も行っています。

片平享介はワシントン D.C. オフィスおよびニューヨークオフィスにて米国の税務プラクティスに従事した経験もあり、国外に本社を移転するコーポレート・インバージョン、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）やFBAR（外国銀行・金融口座報告）等の情報申告制度、外国税額控除の濫用防止規定、非営利団体のための非課税制度等の分野に深い知見を有しています。税務分野のみならず、クロスボーダーM&A（対内、対外双方）、ジョイント・ベンチャー、不動産取引や販売代理店契約等の企業法務等、幅広い分野に経験を有しています。また、不正事件の調査についての実績もあります。

近時では、日本のエンターテインメント会社の株式売却について、海外のPE ファンドに対する助言を行いました。

東京大学法学部を卒業（2002 年 学士、2004 年 修士）後、ニューヨーク大学ロースクール（修士）を 2014 年に卒業しています。ニューヨーク大学では国際租税プログラムに参加し、同プログラム内の成績優秀者として表彰されました。Chambers Asia-Pacific、The Legal 500 Asia Pacific 及び The Best Lawyers in Japan にて、日本の税務分野の弁護士として選出されています。

受賞歴

Named in *Chambers Asia-Pacific*, *The Legal 500 Asia Pacific* and *The Best Lawyers in Japan* for tax

使用言語

日本語、英語

学歴

東京大学法学部 (2002 年 学士、2004 年 修士)、
ニューヨーク大学 (LL.M. in International Taxation
2014 年、Flora S. and Jacob Newman Award)

弁護士登録

日本（第一東京弁護士会）、ニューヨーク州



大沢 拓
OSAWA, TAKU

カウンセラー

税務
訴訟・紛争解決

tosawa@jonesday.com

東京
81.3.6744.1640

大沢拓は、大阪国税局調査第一部にて任期付公務員の執務経験を有しており、主に移転価格税制を担当しています。税務調査対応、及び、移転価格文書及びグループ企業間取引契約の作成等の業務を行っています。

上記に加えて、大沢は国際紛争事件も多く取り扱っており、日本の裁判所での訴訟及び裁判手続の経験が豊富です。特に不動産関連紛争の経験を多く有しています。

受賞歴

Chambers Asia-Pacific (Tax, 2025)

The Best Lawyers in Japan (Tax, 2026)

使用言語

日本語、英語

学歴

東京大学（1995年学士）、University of Southern California Law School（2008年LL.M.）

弁護士登録

日本（第一東京弁護士会）、カリフォルニア州

公職

大阪国税局（2011-2013）